

未収債権の目標及び具体処理策

所属(課又は担当): 都市整備局住宅部管理課

1. 債権名及び整理番号(債権区分)

住宅使用料	整理番号	1	区分:	公債権(強制徴収できない)
-------	------	---	-----	---------------

2. 未収金残高の推移(目標)

27実績	823,079 千円	28実績	737,409 千円		
29目標	655,296 千円	29実績	627,915 千円	30目標	569,700 千円

3. 徴収率及び整理率(不納欠損・調定変更)の実績及び目標

現年度	徴収率	27実績	99.6%	28実績	99.6%	29目標	99.6%	29実績	99.6%	30目標	99.6%
	整理率	27実績	99.6%	28実績	99.6%	29目標	99.6%	29実績	99.6%	30目標	99.6%
過年度	徴収率	27実績	15.4%	28実績	18.4%	29目標	18.4%	29実績	20.5%	30目標	23.7%
	整理率	27実績	30.0%	28実績	28.4%	29目標	32.0%	29実績	34.2%	30目標	33.8%

4. 29年度決算での未収金残高の状況

(件数、金額、債務者数(実人数))		合計	5,970 件	627,915 千円	4,141 人
	29年度賦課分		2,482 件	142,616 千円	
	28年度以前賦課分		3,488 件	485,299 千円	

回収債権

	計	4,846 件	517,402 千円
①処分したもののうち、換価前のも		0 件	0 千円
②分納誓約・徴収猶予等		877 件	109,365 千円
③交渉中		3,969 件	408,037 千円

整理債権

	計	1,124 件	110,513 千円
④処分したもののうち、換価残で履行見込みのないもの		63 件	17,512 千円
⑤執行停止・徴収停止等の決定を行ったもの		500 件	9,203 千円
⑥時効年限を経過したもの		0 件	0 千円
⑦生活困窮状態で履行見込みのないもの		154 件	27,636 千円
⑧当該債権について破産による免責決定があるもの		110 件	20,032 千円
⑨相続人が限定承認しており、相続財産価額が少額であるもの		43 件	3,694 千円
⑩死亡・行方不明等で徴収見込みのないもの		254 件	32,436 千円

5. 29年度の目標達成状況及び取組内容の検証など

○目標達成状況(未収金残高)

目標達成状況(現年度+過年度)		
A	うち現年度	うち過年度
	A	A

A: 目標を達成

B1: 目標を達成できなかった(取組は予定どおり実施)

B2: 目標を達成できなかった(取組を予定どおり実施しなかった)

○現年度の取組内容の検証など

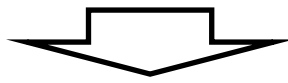
29年度 取組内容	29年度 取組実績
<ul style="list-style-type: none"> ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において、文書・電話による督促や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施。また定期的な研修を通じ滞納整理の取組み強化を図る。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものは、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っていく。 ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。 ・訴訟対象者の内容を精査し、訴訟までの期間を短縮する。 ・引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において、文書・電話による督促や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施するとともに定期的に滞納整理の取組み強化のための研修を実施。 ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものは、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導する取組みを実施。(平成30年3月末時点即決和解申出件数:264件) ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を実施。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送した。 ・訴訟対象者の訴訟までの期間は概ね2ヶ月半となっており短縮を図ることができた。 ・口座振替手続きを行っていない18,290件を対象に口座振替特別勧奨通知を送付した。 ・代理納付可能世帯における代理納付実施率:97.0%



課題	改善策
<ul style="list-style-type: none"> ・高率で推移している収納率の維持・向上を図るため、これまでの取組みの継続と更なる向上策の検討が必要。 ・即決和解申出から実際の和解までの間滞納額を増やさない取組みが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において、文書・電話による督促や保証人に対して、滞納者に対する納付説得依頼の文書発送を引き続き実施、また研修を通じ滞納整理の取組みの強化を図る。 ・和解申出者に対し和解期日まで毎月の収納状況を管理、滞納額の増加を増やさないよう電話および文書による督促を継続して行う。

○過年度の取組内容の検証など

29年度 取組内容	29年度 取組実績
<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送するなど、引き続き収納率の向上を図る。 ・退去滞納者や相続人、保証人で所在不明の者については、定期的に住民票を取得するなど転居先の把握に努める。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納収納委託案件とする。 ・本市と分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに督促を行う。 ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。 ・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者で、督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取組みを実施する。 ・退去滞納者の住民登録情報を速やかに取得するため、住民基本台帳システムとの連携システム開発に着手する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送するなどの取組みにより収納率の向上を図った。(平成28年度委託先回収実績:14,850千円 平成29年度3月末時点委託先回収額:11,551千円) ・退去滞納者や相続人、保証人で所在不明の者については、定期的に住民票を取得するなど転居先の把握に努めた。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納収納委託案件とした。 ・本市と分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに督促を実施。(平成30年3月末時点督促発送件数:1,190件) ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を行った。(平成30年3月末時点債権差押申立件数:20件 取立件数:12件) ・滞納期間3ヶ月未満の入居中の滞納者について、支払督促のための催告(内容証明付郵便)を行った。催告を行うも支払に応じず時効が到来するおそれのあるものに対して、支払督促の申立を行った。(平成30年3月末時点支払督促申立件数:4件) ・退去滞納者の住民登録情報を速やかに取得するため、住民基本台帳システムとの連携システム開発に着手した。 ※平成30年7月稼働予定



課題	改善策
・退去後、所在不明となっている滞納者の定期的な所在地の把握が必要。	・退去滞納者で行方不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。

6. 30年度の実績内容 (5. 「29年度の目標達成状況及び取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

<p>○現年度分</p> <ul style="list-style-type: none">・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において、文書・電話による督促や、保証人に対して滞納者への納付説得依頼文書の発送を引き続き実施。また定期的な研修を通じ滞納整理の取り組み強化を図る。・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したのものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手続きへ誘導するなど細やかな対応を行っていく。・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。・引き続き、口座振替・代理納付実施率の向上を目指す。・取消通知対象者のうち、通知発送事務期間中に一部納付をするものの完納せず、滞納が常態化している者に対して、取消通知事務の厳格化を図り、早期の滞納解消を求めている。 <p>○過年度分</p> <ul style="list-style-type: none">・退去滞納については債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託しており、保証人に対しても支払説得依頼通知を発送するなど、引き続き収納率の向上を図る。・退去滞納者や相続人、保証人で所在不明の者については、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、平成30年7月稼働予定の住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とする。・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに督促を行う。・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。・滞納期間2ヶ月未満の入居中の滞納者で、督促を行うも支払いに応じず時効到来する恐れのある者に対しては、引き続き支払督促の取り組みを実施する。

(参考) 29年度実績及び30年度目標の他都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

平成29年度現年度決算徴収率	
大阪市	99.62%(政令指定都市20市中2位)
横浜市	99.72%
名古屋市	99.56%(速報値)
神戸市	99.55%

未収債権の目標及び具体処理策

所属(課又は担当): 都市整備局住宅部管理課

1. 債権名及び整理番号(債権区分)

不正入居等損害金(管理担当)	整理番号	2	区分:	私債権
----------------	------	---	-----	-----

2. 未収金残高の推移(目標)

27実績	1,636,485 千円	28実績	1,537,343 千円		
29目標	1,484,506 千円	29実績	1,429,488 千円	30目標	1,399,033 千円

3. 徴収率及び整理率(不納欠損・調定変更)の実績及び目標

現年度	徴収率	27実績 31.5%	28実績 14.8%	29目標 31.5%	29実績 13.1%	30目標 12.9%
	整理率	27実績 31.5%	28実績 14.8%	29目標 31.5%	29実績 13.1%	30目標 12.9%
過年度	徴収率	27実績 1.4%	28実績 1.5%	29目標 1.5%	29実績 1.6%	30目標 1.5%
	整理率	27実績 12.0%	28実績 8.4%	29目標 5.4%	29実績 10.5%	30目標 5.7%

4. 29年度決算での未収金残高の状況

	合計	5,031 件	1,429,488 千円	2,434 人
(件数、金額、債務者数(実人数))	29年度賦課分	221 件	53,936 千円	
	28年度以前賦課分	4,810 件	1,375,552 千円	

回収債権

	計	1,846 件	505,691 千円
①処分したもののうち、換価前のもの		4 件	1,774 千円
②分納誓約・徴収猶予等		684 件	220,137 千円
③交渉中		1,158 件	283,780 千円

整理債権

	計	3,185 件	923,797 千円
④処分したもののうち、換価残で履行見込みのないもの		293 件	113,965 千円
⑤執行停止・徴収停止等の決定を行ったもの		860 件	152,864 千円
⑥時効年限を経過したもの		1,516 件	508,154 千円
⑦生活困窮状態で履行見込みのないもの		200 件	66,243 千円
⑧当該債権について破産による免責決定があるもの		69 件	17,024 千円
⑨相続人が限定承認しており、相続財産価額が少額であるもの		17 件	6,643 千円
⑩死亡・行方不明等で徴収見込みのないもの		230 件	58,904 千円

5. 29年度の目標達成状況及び取組内容の検証など

○目標達成状況(未収金残高)

目標達成状況(現年度+過年度)		
	うち現年度	うち過年度
A	B1	A

- A: 目標を達成
- B1: 目標を達成できなかった(取組は予定どおり実施)
- B2: 目標を達成できなかった(取組を予定どおり実施しなかった)

○現年度の取組内容の検証など

29年度 取組内容	29年度 取組実績
<ul style="list-style-type: none"> ・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取組みを実施する。 ・住宅明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけではなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主退去を促し、損害金の発生を抑制する。 ・強制執行について、引き続き執行業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取組みを実施。(平成30年3月末時点即決和解申出件数: 264件) ・住宅明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけではなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主退去を促し、損害金の発生を抑制する取組みを行った。(平成30年3月末時点訴訟案件自主退去件数: 18件) ・強制執行について、引き続き執行業者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努めた。

課題	改善策
<p>・明渡請求実施後、滞納解消がなく、訴訟提起・明渡判決確定となった者については、使用承認取消処分以降、住宅の明渡しがなされるまでの期間について損害金が課せられるが、訴訟手続きには一定の期間を要するため、強制執行により明渡しとなる者については、相当長期となり損害金も多額となる。</p>	<p>・明渡請求者で分割納付の和解を行う者については、引き続き即決和解を促し、損害金の発生を防ぐための措置を講じる。</p> <p>・明渡判決確定者についても、単純に強制執行を待つだけでなく、引き続き嘱託職員による現地訪問などを実施し、早期の自主退去を促し、損害金調定額の増大を防ぐ。</p>

○過年度の取組内容の検証など

29年度 取組内容	29年度 取組実績
<p>・退去滞納者や相続人、保証人で所在不明のものについては、引き続き定期的に住民票を取得するなど転居先の把握に努める。</p> <p>・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施する。</p> <p>・本市と分割納付を誓約しているものについては、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに督促を行う。</p> <p>・退去滞納者に対して督促を行うも支払いがないものに対しては、速やかに法的措置による徴収の強化を図る。</p> <p>・破産や個人再生などで免責を受けたもの、相続人不存在のものに対しては、引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。また、行方不明者に対する債権放棄の実施に向けた取組みを進める。</p> <p>・退去滞納損害金の督促業務の委託化に向けて検討を進める。</p> <p>・退去滞納者の住民登録情報を速やかに取得するため、住民基本台帳システムとの連携システム開発に着手する。</p>	<p>・退去滞納者や相続人、保証人で所在不明のものについては、定期的に住民票を取得するなど転居先の把握に努めた。</p> <p>・所在の判明している退去滞納者に対して、本市による督促や訪問員による現地訪問督促を実施した。</p> <p>・本市と分割納付を誓約しているものについては、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに督促を行った。</p> <p>(平成30年3月末時点督促発送件数:1,190件)</p> <p>・退去滞納者に対して督促を行うも支払いがないものに対しては、速やかに法的措置への移行を行っている。</p> <p>(平成30年3月末時点債権差押申立件数:20件 取立件数:12件)</p> <p>・破産免責を受けたもの、相続人不存在のものや、住所地が職権削除されている等所在不明のもので、すでに消滅時効期間が経過しているものに対する債権放棄について、議案を市議会に上程し承認を得て実施した。(44件:33,732,534円)</p> <p>・債権額10万円以下であり、破産免責決定したものや、住所地が職権削除されている等所在不明のもので、すでに消滅時効期間が経過しているものに対する債権放棄について市長専決処分による債権放棄を実施した。(5件:294,554円)</p> <p>・退去滞納損害金の催告業務について、住宅使用料と同様に、債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託できるよう、委託内容の見直しを行った。平成30年度より委託予定。</p> <p>・退去滞納者の住民登録情報を速やかに取得するため、住民基本台帳システムとの連携システム開発に着手した。</p> <p>※平成30年7月稼働予定</p>

課題	改善策
<p>・損害金がある滞納者については、強制執行により退去した者が多数を占めるため、所在不明者の割合が高い。また所在が判明したものについても、支払意欲がないものが多い。</p>	<p>・退去滞納者で行方不明者については、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。</p> <p>・行方不明者に対する債権放棄の実施に向けた取組みを進める。</p>

6. 30年度の取組内容（5.「29年度の目標達成状況及び取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

○現年度分

- ・損害金の発生を抑制する観点から、明渡訴訟移行前に出来るだけ即決和解の手続きに誘導する取り組みを実施する。
- ・住宅明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主退去を促し、損害金の発生を抑制する。
- ・強制執行について、引き続き執行业者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努める。

○過年度分

- ・退去滞納者や相続人、保証人で所在不明のものについては、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、平成30年7月稼働予定の住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。
- ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とする。
- ・本市と分割納付を誓約しているものについては、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに督促を行う。
- ・退去滞納者に対して督促を行うも支払いがないものに対しては、速やかに法的措置による徴収の強化を図る。
- ・破産などで免責を受けたもの、相続人不存在のもの、行方不明者に対して引き続き債権放棄へ向けた手続きを進める。

(参考)29年度実績及び30年度目標の他都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)
現在他都市照会中。年内に集約予定。

未収債権の目標及び具体処理策

所属(課又は担当): 都市整備局住宅部管理課

1. 債権名及び整理番号(債権区分)

市営住宅附帯駐車場納付金	整理番号	3	区分:	私債権
--------------	------	---	-----	-----

2. 未収金残高の推移(目標)

27実績	3,529 千円	28実績	2,623 千円		
29目標	1,717 千円	29実績	1,224 千円	30目標	1,193 千円

3. 徴収率及び整理率(不納欠損・調定変更)の実績及び目標

現年度	徴収率	27実績 -	28実績 -	29目標 -	29実績 -	30目標 -
	整理率	27実績 -	28実績 -	29目標 -	29実績 -	30目標 -
過年度	徴収率	27実績 12.9%	28実績 12.2%	29目標 16.4%	29実績 2.0%	30目標 2.5%
	整理率	27実績 12.9%	28実績 25.7%	29目標 34.5%	29実績 53.3%	30目標 2.5%

4. 29年度決算での未収金残高の状況

	合計	47 件	1,224 千円	41 人
(件数、金額、債務者数(実人数))	29年度賦課分	0 件	0 千円	
	28年度以前賦課分	47 件	1,224 千円	

回収債権

	計	3 件	81 千円
①処分したもののうち、換価前のもの		0 件	0 千円
②分納誓約・徴収猶予等		3 件	81 千円
③交渉中		0 件	0 千円

整理債権

	計	44 件	1,143 千円
④処分したもののうち、換価残で履行見込みのないもの		0 件	0 千円
⑤執行停止・徴収停止等の決定を行ったもの		0 件	0 千円
⑥時効年限を経過したもの		44 件	1,143 千円
⑦生活困窮状態で履行見込みのないもの		0 件	0 千円
⑧当該債権について破産による免責決定があるもの		0 件	0 千円
⑨相続人が限定承認しており、相続財産価額が少額であるもの		0 件	0 千円
⑩死亡・行方不明等で徴収見込みのないもの		0 件	0 千円

5. 29年度の目標達成状況及び取組内容の検証など

○目標達成状況(未収金残高)

目標達成状況(現年度+過年度)		
	うち現年度	うち過年度
A		A

A: 目標を達成

B1: 目標を達成できなかった(取組は予定どおり実施)

B2: 目標を達成できなかった(取組を予定どおり実施しなかった)

○現年度(29年度)の取組内容の検証など

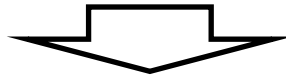
29年度 取組内容	29年度 取組実績
-	-



課題	改善策
-	-

○過年度の取組内容の検証など

29年度 取組内容	29年度 取組実績
<ul style="list-style-type: none"> ・本市からの督促で支払いがない者に対する徴収について、債権回収を専門とする弁護士法人への委託を実施し、収納率の向上を図る。 ・一括での支払いが困難な者については分納誓約を交わし、履行状況を管理し滞納解消へ取り組む。 ・住所不明者にはついては定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。 ・所在調査を行うも依然行方不明である者や破産免責決定、相続放棄に対しての債権放棄の取組みを進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市からの督促で支払いがない者に対する徴収について、債権回収を専門とする弁護士法人への委託を実施した。 ・所在調査により住所が判明した滞納者に対して督促を実施した。 ・一括での支払いが困難な者については分納誓約を交わし、履行状況を管理し滞納解消へ取り組みを進めた。 ・平成29年度については、債権放棄の対象となる案件がなかった。



課題	改善策
<ul style="list-style-type: none"> ・退去後、所在不明となっている滞納者への督促が困難となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納者で行方不明者にはついては、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。

6. 30年度の取組内容（5.「29年度の目標達成状況及び取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

<p>○現年度分</p> <p>-</p>
<p>○過年度分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市からの督促で支払いがない者に対する徴収について、債権回収を専門とする弁護士法人への委託を実施し、収納率の向上を図る。 ・一括での支払いが困難な者については分納誓約を交わし、履行状況を管理し滞納解消へ取り組む。 ・住所不明者にはついては定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。

(参考)29年度実績及び30年度目標の他都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

未収債権の目標及び具体処理策

所属(課又は担当): 都市整備局住宅部管理課

1. 債権名及び整理番号(債権区分)

市営住宅附帯駐車場使用料	整理番号 4	区分: 公債権(強制徴収できない)
--------------	--------	-------------------

2. 未収金残高の推移(目標)

27実績	9,663 千円	28実績	13,988 千円		
29目標	9,681 千円	29実績	11,809 千円	30目標	14,612 千円

3. 徴収率及び整理率(不納欠損・調定変更)の実績及び目標

現年度	徴収率	27実績 99.7%	28実績 99.6%	29目標 99.7%	29実績 99.7%	30目標 99.7%
	整理率	27実績 99.7%	28実績 99.6%	29目標 99.7%	29実績 99.7%	30目標 99.7%
過年度	徴収率	27実績 91.2%	28実績 72.8%	29目標 91.5%	29実績 69.0%	30目標 46.5%
	整理率	27実績 91.2%	28実績 74.6%	29目標 92.1%	29実績 70.5%	30目標 46.5%

4. 29年度決算での未収金残高の状況

	合計	518 件	11,809 千円	492 人
(件数、金額、債務者数(実人数))	29年度賦課分	435 件	7,682 千円	
	28年度以前賦課分	83 件	4,127 千円	

回収債権

	計	517 件	11,729 千円
①処分したもののうち、換価前のもの		0 件	0 千円
②分納誓約・徴収猶予等		36 件	1,324 千円
③交渉中		481 件	10,405 千円

整理債権

	計	1 件	80 千円
④処分したもののうち、換価残で履行見込みのないもの		0 件	0 千円
⑤執行停止・徴収停止等の決定を行ったもの		0 件	0 千円
⑥時効年限を経過したもの		0 件	0 千円
⑦生活困窮状態で履行見込みのないもの		0 件	0 千円
⑧当該債権について破産による免責決定があるもの		0 件	0 千円
⑨相続人が限定承認しており、相続財産価額が少額であるもの		0 件	0 千円
⑩死亡・行方不明等で徴収見込みのないもの		1 件	80 千円

5. 29年度の目標達成状況及び取組内容の検証など

○目標達成状況(未収金残高)

目標達成状況(現年度+過年度)		
	うち現年度	うち過年度
B1	A	B1

A: 目標を達成

B1: 目標を達成できなかった(取組は予定どおり実施)

B2: 目標を達成できなかった(取組を予定どおり実施しなかった)

○現年度の取組内容の検証など

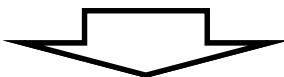
29年度 取組内容	29年度 取組実績
<ul style="list-style-type: none"> ・滞納月数の増加を抑える為、公社職員に対し効果的な電話督促の実施など滞納整理の取組み方法について研修を実施する。 ・短期滞納では住宅供給公社による電話・文書督促を引き続き実施する。 ・駐車場滞納整理システムのリリースに伴い、全ての3ヵ月滞納者については駐車場明渡しの内容証明を送付、支払いの意思がない者に対しては明渡訴訟の提起。また、分割による支払いを希望する者に対しては即決和解を行い、滞納解消への取組みを進める。 ・駐車場滞納整理システムのうち、訴訟・強制執行システムの開発を行う。 ・訴訟に至るまでの期間の短縮を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納月数の増加を抑える為、公社職員に対し効果的な電話督促の実施など滞納整理の取組方法について研修を実施した。 ・短期滞納では住宅供給公社による電話・文書督促を実施している。また、11月より2ヶ月滞納となった者は全員架電するなど督促を強化した。 ・駐車場滞納整理システムのリリースに伴い、全ての3ヵ月滞納者については駐車場明渡しの内容証明を送付、支払いの意思がない者に対しては明渡訴訟の提起。また、分割による支払いを希望する者に対しては即決和解を行い、滞納解消への取組みを進めた。 (平成30年3月末時点即決和解申出件数:45件) ・駐車場滞納整理システムのうち、訴訟・強制執行システムの開発を行った。(平成30年4月2日リリース予定) ・駐車場滞納者に対する訴訟提起に関する事務分掌が総務局より都市整備局に移管されたことに伴い訴訟提起までの期間短縮に努め、住宅同様概ね2ヶ月半となった。 ・口座振替手続きを行っていない3,755件を対象に、口座振替特別勧奨通知を送付した。



課題	改善策
<ul style="list-style-type: none"> ・現年度徴収目標率の達成を図るため、これまでの取組みの継続と更なる向上策の検討が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納月数の増加を抑える為、公社職員に対し効果的な電話督促の実施など滞納整理の取組方法について研修を継続して実施する。

○過年度の取組内容の検証など

29年度 取組内容	29年度 取組実績
<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場使用料を滞納したまま明渡した者に対する徴収について、債権回収を専門に行っている弁護士法人へ委託し督促を行い、収納率の向上を図る。 ・明渡した後転居先が不明な者に対して住民票調査を実施、所在判明した者については早急に督促を実施するなど取組みを強化する。 ・退去滞納者の住民登録情報を速やかに取得するため、住民基本台帳システムとの連携システム開発に着手する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場使用料を滞納したまま住宅を退去した者に対する徴収について、債権回収を専門に行っている弁護士法人への委託を実施し、収納率の向上を図った。 ・明渡した後転居先が不明な者に対して住民票調査を実施、所在判明した者については早急に督促を実施するなど取組みを実施した。 ・退去滞納者の住民登録情報を速やかに取得するため、住民基本台帳システムとの連携システム開発に着手した。※平成30年7月稼働予定



課題	改善策
<ul style="list-style-type: none"> ・退去後、所在不明となっている滞納者の定期的な所在地の把握が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・退去滞納者で行方不明者にはについては、定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。

6. 30年度の取組内容（5.「29年度の目標達成状況及び取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

○現年度分

- ・滞納期間3ヶ月までの短期滞納については、住宅供給公社において、文書・電話による督促を引き続き実施。また定期的な研修を通じ滞納整理の取り組み強化を図る。
- ・滞納期間3ヶ月以上のもので明渡請求の内容証明を発送したものについては、明渡訴訟移行前に訪問員による支払指導や即決和解の手續きへ誘導するなど細やかな対応を行っていく。
- ・即決和解申出者に対し和解期日までの毎月の収納状況を管理し、滞納額を増やさないために電話及び文書による督促を引き続き実施する。また、即決和解当日不出頭者には、翌月に取消通知を発送する。

○過年度分

- ・解約した後転居先が不明な者に対して、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、平成30年7月稼働予定の住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。
- ・所在の判明している解約滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とする。
- ・分割納付を誓約している者については、常に履行状況を確認し不履行になった場合には速やかに督促を行う。
- ・委託先において督促を行うも支払いがない者に対しては、速やかに法的措置への移行を図る。

(参考)29年度実績及び30年度目標の他都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

未収債権の目標及び具体処理策

所属(課又は担当): 都市整備局住宅部管理課

1. 債権名及び整理番号(債権区分)

市営住宅附帯駐車場損害金	整理番号	5	区分:	私債権
--------------	------	---	-----	-----

2. 未収金残高の推移(目標)

27実績	3,275 千円	28実績	5,328 千円		
29目標	7,536 千円	29実績	9,336 千円	30目標	16,305 千円

3. 徴収率及び整理率(不納欠損・調定変更)の実績及び目標

現年度	徴収率	27実績 18.2%	28実績 12.4%	29目標 26.5%	29実績 14.4%	30目標 6.1%
	整理率	27実績 18.2%	28実績 12.4%	29目標 26.5%	29実績 14.4%	30目標 6.1%
過年度	徴収率	27実績 -	28実績 33.6%	29目標 7.9%	29実績 2.9%	30目標 1.5%
	整理率	27実績 -	28実績 32.9%	29目標 7.9%	29実績 8.9%	30目標 1.5%

4. 29年度決算での未収金残高の状況

	合計	66 件	9,336 千円	48 人
(件数、金額、債務者数(実人数))	29年度賦課分	38 件	4,482 千円	
	28年度以前賦課分	28 件	4,854 千円	
回収債権	計	61 件	7,224 千円	
①処分したもののうち、換価前のもの		0 件	0 千円	
②分納誓約・徴収猶予等		8 件	524 千円	
③交渉中		53 件	6,700 千円	
整理債権	計	5 件	2,112 千円	
④処分したもののうち、換価残で履行見込みのないもの		0 件	0 千円	
⑤執行停止・徴収停止等の決定を行ったもの		0 件	0 千円	
⑥時効年限を経過したもの		0 件	0 千円	
⑦生活困窮状態で履行見込みのないもの		1 件	1,021 千円	
⑧当該債権について破産による免責決定があるもの		0 件	0 千円	
⑨相続人が限定承認しており、相続財産価額が少額であるもの		0 件	0 千円	
⑩死亡・行方不明等で徴収見込みのないもの		4 件	1,091 千円	

5. 29年度の目標達成状況及び取組内容の検証など

○目標達成状況(未収金残高)

目標達成状況(現年度+過年度)		
	うち現年度	うち過年度
B1	B1	A

A: 目標を達成

B1: 目標を達成できなかった(取組は予定どおり実施)

B2: 目標を達成できなかった(取組を予定どおり実施しなかった)

○現年度の取組内容の検証など

29年度 取組内容	29年度 取組実績
<ul style="list-style-type: none"> ・明渡請求等の法的措置を継続して実施する。 ・一括での完納が難しいが分割での支払意思を示した者については引き続き即決和解への誘導を進める。 ・引き続き現地訪問による督促の強化を図る。 ・駐車場滞納整理システムのうち、今年度リリースされなかった訴訟・強制執行システムの開発を行う。 ・訴訟までの期間短縮を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・明渡請求等の法的措置を実施した。 ・一括での完納が難しいが分割での支払意思を示した者については即決和解への誘導する取組みを実施。(平成30年3月末時点即決和解申出件数: 45件) ・現地訪問による督促の強化を図った。 ・駐車場滞納整理システムのうち、今年度リリースされなかった訴訟・強制執行システムの開発を行った。 ・駐車場滞納者に対する訴訟提起に関する事務分掌が総務局より都市整備局に移管されたことにより訴訟までの期間が短縮され、住宅同様概ね2ヶ月半となった。

課題	改善策
<ul style="list-style-type: none"> ・明渡請求実施後、滞納解消がなく、訴訟提起・明渡判決確定となった者については、使用承認取消処分以降、明渡しがなされるまでの期間について損害金が課せられるが、訴訟手続きには一定の期間を要するため、強制執行により明渡しとなる者については、相当長期となり損害金も多額となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・明渡請求者で分割納付の和解を行う者については、即決和解を促し、損害金の発生を防ぐための措置を講じる。 ・明渡判決確定者についても、単純に強制執行を待つだけでなく、引き続き嘱託職員による現地訪問などを実施し、早期の自主返還を促し、損害金調定額の増大を防ぐ。

○過年度の取組内容の検証など

29年度 取組内容	29年度 取組実績
<ul style="list-style-type: none"> ・滞納したまま明渡した者に対しては、引き続き転居先の所在確認及び督促の強化を図る。 ・分納誓約により支払いを開始した者については、誓約内容の履行状況を常時監視し、不履行者には速やかに督促を行い、一定の督促を行うも無反応者については法的措置による徴収の強化を図る。 ・損害金の徴収業務は退去滞納委託はできないが督促業務について委託が実施できないか検討を進める。 ・退去滞納者の住民登録情報を速やかに取得するため、住民基本台帳システムとの連携システム開発に着手する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納したまま明渡した者に対して、転居先の所在確認及び督促の強化を図った。 ・退去滞納損害金の催告業務について、住宅使用料と同様に、債権回収を専門的に行っている弁護士法人に委託できるよう、委託内容の見直しを行った。平成30年度より委託予定。 ・退去滞納者の住民登録情報を速やかに取得するため、住民基本台帳システムとの連携システム開発に着手した。 ※平成30年7月稼働予定

課題	改善策
<ul style="list-style-type: none"> ・損害金がある滞納者については、強制執行により退去した者が多数を占めるため、所在不明者の割合が高い。また所在が判明したものについても、支払意欲がないものが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者については定期的な住民票再取得など転居先の把握に努め督促強化に努める。

6. 30年度の取組内容（5.「29年度の目標達成状況及び取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

<p>○現年度分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明渡請求等の法的措置を継続して実施する。 ・一括での完納が難しいが分割での支払意思を示した者については引き続き即決和解への誘導を進める。 ・引き続き現地訪問による督促の強化を図る。 ・駐車場明渡の判決確定者に対し、単純に強制執行を待つだけでなく、訪問員による現地訪問を実施し、早期の自主解約を促し、損害金の発生を抑制する。 ・強制執行について、引き続き執行业者と連携し、判決から断行までの期間の短縮に努める。 <p>○過年度分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解約した後転居先が不明な者に対して、引き続き定期的な住民票の取得を行うとともに、平成30年7月稼働予定の住民基本台帳システムとの連携システムを活用し、早期の転居先の把握に努める。 ・所在の判明している退去滞納者に対して、引き続き文書督促や現地訪問督促を実施する。督促を行うも支払いのない者に対しては速やかに退去滞納催告委託案件とする。 ・分納誓約により支払いを開始した者については、誓約内容の履行状況を常時監視し、不履行者には速やかに督促を行い、一定の督促を行うも無反応者については法的措置による徴収の強化を図る。
--

(参考)29年度実績及び30年度目標の他都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

未収債権の目標及び具体処理策

所属(課又は担当): 都市整備局企画部区画整理課(清算)

1. 債権名及び整理番号(債権区分)

土地区画整理事業に伴う換地清算徴収金	整理番号 6	区分: 公債権(強制徴収できる)
--------------------	--------	------------------

2. 未収金残高の推移(目標)

27実績	25,039 千円	28実績	24,816 千円		
29目標	23,556 千円	29実績	23,882 千円	30目標	21,700 千円

3. 徴収率及び整理率(不納欠損・調定変更)の実績及び目標

現年度	徴収率	27実績 93.2%	28実績 85.8%	29目標 90.0%	29実績 91.3%	30目標 91.3%
	整理率	27実績 93.2%	28実績 85.8%	29目標 90.0%	29実績 91.3%	30目標 91.3%
過年度	徴収率	27実績 9.6%	28実績 9.6%	29目標 12.1%	29実績 11.1%	30目標 12.9%
	整理率	27実績 9.6%	28実績 14.0%	29目標 12.1%	29実績 11.1%	30目標 12.9%

4. 29年度決算での未収金残高の状況

	合計	64 件	23,882 千円	53 人
(件数、金額、債務者数(実人数))	29年度賦課分	15 件	1,829 千円	
	28年度以前賦課分	49 件	22,053 千円	

回収債権

	計	64 件	23,882 千円
①処分したもののうち、換価前のもの		4 件	514 千円
②分納誓約・徴収猶予等		26 件	14,552 千円
③交渉中		34 件	8,816 千円

整理債権

	計	0 件	0 千円
④処分したもののうち、換価残で履行見込みのないもの		件	千円
⑤執行停止・徴収停止等の決定を行ったもの		件	千円
⑥時効年限を経過したもの		件	千円
⑦生活困窮状態で履行見込みのないもの		件	千円
⑧当該債権について破産による免責決定があるもの		件	千円
⑨相続人が限定承認しており、相続財産価額が少額であるもの		件	千円
⑩死亡・行方不明等で徴収見込みのないもの		件	千円

5. 29年度の目標達成状況及び取組内容の検証など

○目標達成状況(未収金残高)

目標達成状況(現年度+過年度)		
	うち現年度	うち過年度
B1	B1	B1

A: 目標を達成

B1: 目標を達成できなかった(取組は予定どおり実施)

B2: 目標を達成できなかった(取組を予定どおり実施しなかった)

○現年度の取組内容の検証など

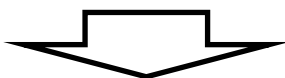
29年度 取組内容	29年度 取組実績
<p>・年1回払いの分割納付者に対し、納付書を送付する前に送付時期・納付期限・金額等を文書で通知し、期限内の納付を促進する。併せて納付者に繰上納付の検討を依頼し、早期回収を図る。</p> <p>・納付が滞った場合は、直ちに電話や書面等により催告を行う。催告に応じない納付者や滞納を繰り返す納付者については、訪問等により実態を把握し、滞納原因を整理分析し対策を検討する。対策をしても改善が認められない納付者については、納付期限を繰り上げて徴収する(分割納付の取消し)。更に平行して財産調査を行い、納付に応じない場合には滞納処分の手続きを進める。</p>	<p>・8月、12月、3月に債務の残高等の通知文書を納付者に送付し、期限内の納付の促進を図った。併せて分割納付期限の繰上げの検討を依頼し、早期回収を図った。</p> <p>・滞納した者に対しては、直ちに電話や書面による催告をし、応じない場合は訪問による催告をした。</p> <p>・再三の催告に応じない滞納者に対しては、訪問等による実態調査を行い、滞納原因を分析し、対策を検討した。更に並行して財産調査を行い、滞納処分の検討及び差押えを行った。</p> <p>(取組結果) 催告による徴収: 12件(うち、完納5件) 分割納付期限の繰上げ: 4件(うち、完納4件) 差押えによる徴収: 1件</p>



課題	改善策
<ul style="list-style-type: none"> ・家計の悪化(収入減少等)により、納付が滞る場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分納者に対して納付期限の繰上げの検討を促すことにより早期回収を図り、将来の未収金の発生を抑制する。 ・催告に応じない場合は、速やかに財産調査等の実情調査を行い、滞納処分等の手続きを進める。

○過年度の取組内容の検証など

29年度 取組内容	29年度 取組実績
<ul style="list-style-type: none"> ・納付者1名につき年1回以上、残高を文書で通知し、納付意識の向上を図る。併せて分納中の過年度分の一括納付を依頼し、早期回収を図る。 ・納付が滞った場合は、直ちに電話や書面等により催告を行う。催告に応じない納付者や滞納を繰り返す納付者については、訪問等により実態を把握し、滞納原因を整理分析する。整理分析結果により、各納付者の生活状況に応じた納付方法を提案し、納付の促進を図る。改善が認められない場合は財産を調査し、滞納処分等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・8月に書面により債務の残高を通知し、納付の促進を図った。併せて分納中の過年度分の一括納付を依頼し、早期回収を図った。 ・滞納した者に対しては、直ちに電話や書面による催告をし、応じない場合は訪問による催告をした。 ・再三の催告に応じない滞納者に対しては、訪問等による実態調査を行い、滞納原因を分析し、対策を検討した。更に並行して財産調査を行い、更に並行して財産調査を行い、滞納処分の検討及び差押えを行った。 <p>(取組結果) 催告による納付: 23件(うち、完納5件) 残高の一括納付: 2件 差押え: 1件</p>



課題	改善策
<ul style="list-style-type: none"> ・納付が滞った場合に直ちに電話や書面、訪問等による催告をしても、それに応じない納付者や滞納を繰り返す納付者がいる。 ・家計の悪化(収入減少等)により、納付が滞る場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問等による催告を強化する。改善が認められない納付者については、速やか財産調査等の実情調査を行い、滞納処分等を実施する。 ・過年度分を分納中の納付者に一括納付を依頼し、早期回収を図る。

6. 30年度の取組内容 (5.「29年度の目標達成状況及び取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

○現年度分

- ・年1回払いの分割納付者に対し、納付書を送付する前に送付時期・納付期限・金額等を文書で通知し、期限内の納付を促進する。併せて納付者に繰上納付の検討を依頼し、早期回収を図る。
- ・納付が滞った場合は、直ちに電話・書面により催告する。催告に応じない場合は、訪問を実施し、催告及び実態調査をする。再三の催告に応じない場合は、納付期限を繰り上げ、速やかに財産調査等の実情調査を行い、滞納処分(差押等)の手続きを進める。

○過年度分

- ・納付者1名につき年1回以上、残高を文書で通知し、納付意識の向上を図る。併せて分納中の過年度分の一括納付を依頼し、早期回収を図る。
- ・納付が滞った場合は、直ちに電話や書面等により催告を行う。催告に応じない納付者や滞納を繰り返す納付者については、速やかに訪問や財産調査等による実情調査を行い、滞納処分(差押等)を実施する。

(参考)29年度実績及び30年度目標の他都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

未収債権の目標及び具体処理策

所属(課又は担当): 都市整備局企画部区画整理課(清算)

1. 債権名及び整理番号(債権区分)

工事請負契約解除に伴う前払い金余剰額に対する利息	整理番号	7	区分: 私債権
--------------------------	------	---	---------

2. 未収金残高の推移(目標)

27実績	247 千円	28実績	247 千円		
29目標	0 千円	29実績	247 千円	30目標	0 千円

3. 徴収率及び整理率(不納欠損・調定変更)の実績及び目標

現年度	徴収率	27実績	28実績	29目標	29実績	30目標
	整理率	27実績	28実績	29目標	29実績	30目標
過年度	徴収率	27実績 0.0%	28実績 0.0%	29目標 100.0%	29実績 0.0%	30目標 100.0%
	整理率	27実績 0.0%	28実績 0.0%	29目標 100.0%	29実績 0.0%	30目標 100.0%

4. 29年度決算での未収金残高の状況

	合計	1 件	247 千円	1 人
(件数、金額、債務者数(実人数))	29年度賦課分	1 件	千円	
	28年度以前賦課分	1 件	247 千円	
回収債権	計	1 件	247 千円	
①処分したもののうち、換価前のもの		1 件	千円	
②分納誓約・徴収猶予等		1 件	千円	
③交渉中		1 件	247 千円	
整理債権	計	0 件	0 千円	
④処分したもののうち、換価残で履行見込みのないもの		1 件	千円	
⑤執行停止・徴収停止等の決定を行ったもの		1 件	千円	
⑥時効年限を経過したもの		1 件	千円	
⑦生活困窮状態で履行見込みのないもの		1 件	千円	
⑧当該債権について破産による免責決定があるもの		1 件	千円	
⑨相続人が限定承認しており、相続財産価額が少額であるもの		1 件	千円	
⑩死亡・行方不明等で徴収見込みのないもの		1 件	千円	

5. 29年度の目標達成状況及び取組内容の検証など

○目標達成状況(未収金残高)

目標達成状況(現年度+過年度)		
	うち現年度	うち過年度
B1		B1

A: 目標を達成

B1: 目標を達成できなかった(取組は予定どおり実施)

B2: 目標を達成できなかった(取組を予定どおり実施しなかった)

○現年度の取組内容の検証など

29年度 取組内容	29年度 取組実績
-	-



課題	改善策
-	-

○過年度の取組内容の検証など

29年度 取組内容	29年度 取組実績
商業登記簿や代表取締役の住民票等により債務者の営業状況を適宜確認した上で、催告書および納付書を代表取締役に送付する。	債務者の営業状況を適宜確認した上で、催告書および納付書を代表取締役に送付したが回答はなかった。



課題	改善策
債務者(法人)の営業実態がなく、代表取締役が遠隔地に転居しており訪問しての催促が難しい。 また、催告に対して時効の援用を主張される恐れがあることから、徴収は非常に困難な状態である。	対応方針に基づき、商業登記簿や代表取締役の住民票等により債務者の営業状況を適宜確認した上で、催告書および納付書を代表取締役に送付し債権回収に努める。

6. 30年度の取組内容 (5.「29年度の目標達成状況及び取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

○現年度分 -
○過年度分 債務者(法人)の営業状況を適宜確認した上で、催告書および納付書を送付する。

(参考)29年度実績及び30年度目標の他都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

未収債権の目標及び具体処理策

都市整備局企画部住環境整備課(市街地開発)

※平成30年4月1日阿倍野再開発課の廃止に伴う変更

所属(課又は担当): 都市整備局住宅部建設課(団地再生)

1. 債権名及び整理番号(債権区分)

賃料相当損害金	整理番号	8	区分: 私債権
---------	------	---	---------

2. 未収金残高の推移(目標)

27実績	2,434 千円	28実績	4,210 千円		
29目標	1,694 千円	29実績	4,291 千円	30目標	1,694 千円

3. 徴収率及び整理率(不納欠損・調定変更)の実績及び目標

現年度	徴収率	27実績 45.7%	28実績 11.0%	29目標 100.0%	29実績 73.0%	30目標 100.0%
	整理率	27実績 45.7%	28実績 11.0%	29目標 100.0%	29実績 73.0%	30目標 100.0%
過年度	徴収率	27実績 0.0%	28実績 0.0%	29目標 59.8%	29実績 0.0%	30目標 60.5%
	整理率	27実績 0.0%	28実績 0.0%	29目標 59.8%	29実績 0.0%	30目標 60.5%

4. 29年度決算での未収金残高の状況

(件数、金額、債務者数(実人数))	合計	4 件	4,291 千円	3 人
	29年度賦課分	2 件	81 千円	
	28年度以前賦課分	2 件	4,210 千円	

回収債権

	計	3 件	2,597 千円
①処分したもののうち、換価前のもの		件	千円
②分納誓約・徴収猶予等		件	千円
③交渉中		3 件	2,597 千円

整理債権

	計	1 件	1,694 千円
④処分したもののうち、換価残で履行見込みのないもの		件	千円
⑤執行停止・徴収停止等の決定を行ったもの		件	千円
⑥時効年限を経過したもの		件	千円
⑦生活困窮状態で履行見込みのないもの		1 件	1,694 千円
⑧当該債権について破産による免責決定があるもの		件	千円
⑨相続人が限定承認しており、相続財産価額が少額であるもの		件	千円
⑩死亡・行方不明等で徴収見込みのないもの		件	千円

5. 29年度の目標達成状況及び取組内容の検証など

○目標達成状況(未収金残高)

目標達成状況(現年度+過年度)

B1	うち現年度	うち過年度
	B1	B1

A: 目標を達成

B1: 目標を達成できなかった(取組は予定どおり実施)

B2: 目標を達成できなかった(取組を予定どおり実施しなかった)

○現年度の取組内容の検証など

29年度 取組内容	29年度 取組実績
【建設課分】 ・毎月発生する現年度分については、毎月納入通知書を送付し、納付の遅れが生じないように指導する。	【建設課分】 ・毎月発生する債務者2名の損害金について、現年度分は毎月納入通知書、納付のお知らせを送付し、納付の遅れが生じないよう収納管理を行った。 ・債務者1名に5月に訪問勧告・協議を行った。



課題	改善策
<p>【建設課分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務者の1人について、納付が滞っているため、完納に向けた交渉を行う必要がある。 	<p>【建設課分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務者の2人に対し未収金の解消に向けた訪問督促・文書督促を強化するとともに、売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉に入る。

○過年度の取組内容の検証など

29年度 取組内容	29年度 取組実績
<p>【建設課分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務者と協議を行い、納付方法を検討し確実に未収金の解消が図られるよう対応していく。ただし、債務者の都合により納付協議に時間を要する場合は、訪問督促・文書督促を強化していく。さらに、納付が滞る場合には、法的措置をとるものとする。 ・判決(建物一部収去及び土地明渡し)通りの除却を求めるとともに、関係先(総務局・契約管財局)と協議、執行官と事前協議、弁護士相談を行い、随意契約による売却の検討・交渉を行うとともに、未収金の解消を図る。 <p>【住環境整備課分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務者に対し、納付を促していく。 	<p>【建設課分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務者1名に5月に訪問勧告・協議を行った。 ・不法占拠物件及び未収金の解消にむけ、5月に執行官と打合せ、7月に不占PT全体会議へ処理方針の審議依頼、12月不占PTメンバー会議で再検証が行われ「売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却を行う」旨の処理方針が確認された。 <p>【住環境整備課分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務者に対し、納付を促したが、生活困窮状態であり、納付できないとの申し出を受けたため、地方自治法施行令第171条の六の規定に基づき、履行延期の手続きを行った。



課題	改善策
<p>【建設課分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務者の2人について、納付が滞っているため、完納に向けた交渉を行う必要がある。 <p>【住環境整備課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務者が生活困窮者であるため、納付が難しい状況にある。 	<p>【建設課分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務者の2人に対し未収金の解消に向けた訪問督促・文書督促を強化するとともに、売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉に入る。 <p>【住環境整備課分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債務者の生活状況等の把握に努める。

6. 30年度の取組内容 (5.「29年度の目標達成状況及び取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること)

○現年度分□

<p>【建設課分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月発生する現年度分については、毎月納入通知書を送付し、納付の遅れが生じないように指導する。 ・債務者の2人に対し未収金の解消に向けた訪問督促・文書督促を強化するとともに、売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行う。

○過年度分

【建設課分】

- ・債務者と協議を行い、納付方法を検討し確実に未収金の解消が図られるよう対応していく。ただし、債務者の都合により納付協議に時間を要する場合は、訪問督促・文書督促を強化していく。
- ・債務者の2人に対し未収金の解消に向けた訪問督促・文書督促を強化するとともに、売却条件(賃料相当損害金未払分の支払含む)を付して随契売却交渉を行う。

【住環境整備課分】

- ・債務者の生活状況等を確認しながら、引き続き納付を促し、必要に応じて、履行延期手続き等、適切な処理を行っていくこととする。

(参考)29年度実績及び30年度目標の他都市比較(未収金残高1億円以上の債権のみ)

未収債権の目標及び具体処理策

所属(課又は担当): 都市整備局住宅部保全整備課

1. 債権名及び整理番号(債権区分)

地代相当損害金	整理番号 9	区分: 私債権
---------	--------	---------

2. 未収金残高の推移(目標)

27実績	865 千円	28実績	631 千円		
29目標	353 千円	29実績	576 千円	30目標	337 千円

3. 徴収率及び整理率(不納欠損・調定変更)の実績及び目標

現年度	徴収率	27実績 98.9%	28実績 92.7%	29目標 100.0%	29実績 87.9%	30目標 —
	整理率	27実績 98.9%	28実績 92.7%	29目標 100.0%	29実績 87.9%	30目標 —
過年度	徴収率	27実績 63.4%	28実績 36.2%	29目標 44.1%	29実績 9.8%	30目標 41.5%
	整理率	27実績 63.4%	28実績 36.2%	29目標 44.1%	29実績 9.8%	30目標 41.5%

4. 29年度決算での未収金残高の状況

	合計	152 件	576 千円	20 人
(件数、金額、債務者数(実人数))	29年度賦課分	1 件	7 千円	
	28年度以前賦課分	151 件	569 千円	

回収債権

	計	152 件	576 千円
①処分したもののうち、換価前のもの		件	千円
②分納誓約・徴収猶予等		件	千円
③交渉中		152 件	576 千円

整理債権

	計	0 件	0 千円
④処分したもののうち、換価残で履行見込みのないもの		件	千円
⑤執行停止・徴収停止等の決定を行ったもの		件	千円
⑥時効年限を経過したもの		件	千円
⑦生活困窮状態で履行見込みのないもの		件	千円
⑧当該債権について破産による免責決定があるもの		件	千円
⑨相続人が限定承認しており、相続財産価額が少額であるもの		件	千円
⑩死亡・行方不明等で徴収見込みのないもの		件	千円

5. 29年度の目標達成状況及び取組内容の検証など

○目標達成状況(未収金残高)

目標達成状況(現年度+過年度)		
	うち現年度	うち過年度
B1	B1	B1

A: 目標を達成

B1: 目標を達成できなかった(取組は予定どおり実施)

B2: 目標を達成できなかった(取組を予定どおり実施しなかった)

○現年度の取組内容の検証など

29年度 取組内容	29年度 取組実績
・納付が遅れている場合は、電話等での納付指導を行う	・1名を除き納付は完納した。 ・残る1名については、6月に自動車の強制撤去を行い不占状態は解消した。 また、住民票の居住地を訪問するも所在確認ができなかったため、明渡請求における判決文と地代相当損害金に係る納入通知書及び訴訟費用・強制執行に要した費用についても支払いを求める文書(督促)を郵送した。



課題	改善策
・居住地訪問するも所在確認ができない案件があった。	・居住地をよく変更しているため、定期的に住民票再取得など転居先を把握し、時間帯を変えるなど引き続き居住地を訪問するとともに、本人に会えない場合は書留等で催促を行い、滞納解消に努める。

○過年度の取組内容の検証など

29年度 取組内容	29年度 取組実績
・郵送、電話による督促や自宅訪問を行い滞納解消に向け指導を行う。	・未納通知等を郵送した。 ・自宅訪問し督促状を手渡すとともに滞納解消に向け納付指導を行った。結果、一部の納付があり完納したものいる。不在の場合は、督促状を郵送した。



課題	改善策
・自宅訪問しても留守であったり、債務者が不在で直接納付指導が行えない案件があった。	・時間帯を変えるなど引き続き自宅訪問を行うとともに、本人に会えない場合は書留等で催促を行い、滞納解消に努める。

6. 30年度の取組内容（5.「29年度の目標達成状況及び取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載すること）

○現年度分□

—

○過年度分

- ・郵送・電話による催促や時間帯を変えての自宅訪問を行い、滞納解消に向け納付指導を行う。
- ・訴訟案件については、費用対効果を考慮しながら財産差押等の強制執行も視野に進める。
- ・訴訟案件以外については、費用対効果を考慮しながら関係局と協議し、損害賠償請求の法的措置の検討を行う。

（参考）29年度実績及び30年度目標の他都市比較（未収金残高1億円以上の債権のみ）

—